

（２）高級なにぎわいのあるまちなみの形成に向けて



- 1) 低層部におけるにぎわい形成に資する用途の導入
- 2) 低層部における高級で魅力的なにぎわい空間の創出
- 3) 船場地区を含めたにぎわい機能・空間の拡張
- 4) オープンスペースの利活用
- 5) 魅力的な夜間景観の創出
- 6) 広告・サイン等の取扱い
- 7) 駐車・駐輪施設の取扱い

1) 低層部におけるにぎわい形成に資する用途の導入

●御堂筋に面する低層部の用途 2.1.1

【御堂筋に面する1階部分で望ましい用途】

・店舗、飲食店、展示場、美術館、博物館

- ・御堂筋に面する1階に導入する用途は、不特定多数の来訪者を対象とし、文化活動やにぎわい・憩いの創出につながる、**店舗、飲食店、展示場、美術館、博物館**（以下「店舗等」。店舗等以外の用途に供する共用部分（エントランス、廊下、階段、昇降機等又は駐車場等）を含む。）とします。
- ・長堀通周辺は百貨店、専門店、高級ブランド店などが集積する大阪市を代表するエリアですが、特に御堂筋沿いは、御堂筋と長堀通の交差点を起点に、多くのブランドが大型路面店として出店するとともに、近年は高級自動車のショールームの出店など、そのエリアがより北側にまで広がり、一層まち歩きの魅力を高めています。
- ・今後本町～長堀通間にこうした高級なにぎわいを一層もたらすために、都心部ならではの日常とは違う時間を過ごしたり、まち歩きを楽しんだりすることにつながる施設を誘導し、御堂筋を特別な場にしていくことが目標です。必ずしも業種・業態を限定するものではありませんが、上記の趣旨を踏まえて、御堂筋にふさわしい用途・テナントの質、及び形態・意匠などについて配慮してください。

- ・店舗と共存させながらオフィスエントランスなどの共用部を御堂筋に面して設ける場合は、例えば一部をギャラリー等として使用するなどにぎわいづくりに配慮するか、そうでない場合は高質な素材を用いたり大きな吹き抜け空間を設けたりするなど御堂筋にふさわしい特段の演出に配慮してください。



長堀通周辺の現状のにぎわい。



高級自動車のショールームの出店



1階と2階に店舗等を設けている例。テナントの内容や形態・意匠上の工夫により、にぎわいの演出と風格の維持は両立できると考えています。

- ・ **オフィスエントランス等だけ（店舗等以外の用途に供する共用部分だけを）を配置する場合は、**例えば御堂筋に面する部分は一部をショウウィンドウ的に使用したり、建物内・壁面後退部の一部を休憩・飲食等ができるスペースとして利用したりするなど、**にぎわいの創出につながるものとしてください。**



オフィスエントランスの一部に休憩等ができるスペースを設けている例。

（店舗等以外の用途）

- ・ **高級なにぎわいや交流の用に供するものとして市長が認めるものは、以下にあげる用途（「許容できるもの」）とします。この用途を御堂筋に面して配置する場合は、**御堂筋に面する部分は例えば一部をショールーム的に使用したり、建物内・壁面後退部の一部を休憩・飲食等ができるスペースとして利用したりするなど、また、御堂筋に面する外観等の形態・意匠・素材・色彩等については、「2）低層部における高級で魅力的なにぎわい空間の創出」における配慮事項を満たすなど、**にぎわいの創出や演出につながるものとしてください。**

【御堂筋に面する1階部分で許容できる用途】

- ・ 事務所等
- ・ ホテル・旅館
- ・ 劇場、映画館、演芸場、観覧場
- ・ 病院、診療所
- ・ 学校等

【御堂筋に面する1階部分でふさわしくない用途】

- ・ ボーリング場、スケート場、水泳場等
- ・ カラオケボックス等
- ・ キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール等
- ・ 老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホーム等
- ・ 老人福祉センター、児童厚生施設等
- ・ 公衆浴場
- ・ 自動車教習所
- ・ 車庫、倉庫、畜舎
- ・ 工場
- ・ 危険物の貯蔵、処理施設、葬儀場

●御堂筋以外の道路に面する低層部の用途

- 2.1.2 御堂筋以外の道路における低層部についても、御堂筋に面する部分と同様に、にぎわい用途の導入を検討してください。
- 2.1.3 用途の選定にあたっては、街区の一体性や通りの連続性が感じられるように、街区内、あるいは、向かい合う街区で協調した施設構成となるよう検討してください。



向かい合う街区でともに屋外も利用した飲食店を導入している例。相乗効果が発揮され、通りにテーマ性が生まれてきます。

2) 低層部における高級で魅力的なにぎわい空間の創出

(形態・意匠) 2.2.1

<店舗等の場合>

- ・店舗等を導入する場合は、極力低層部の壁面の位置に配置するよう配慮してください。
壁面後退を行う際は、上部に庇を設けることも、にぎわい演出の上では有効です。
- ・直接店舗が外部に面しない部分であっても、ポルティコを設けることや、ショウケースを設けるなどまち歩きを楽しくするための工夫をしてください。
- ・御堂筋に面した店舗の区画は、ヒューマンスケールに配慮し、統一感のあるものとなるよう配慮してください。



まちなみをつくりつつにぎわいを醸し出すことができるしつらえを工夫してください。



低層部は中高層部とは異なり自由な色使いを許容することとします。ヒューマンスケールに配慮し小割りとし、透過性のある構成としてください。

<許容できる用途の場合>

- ・御堂筋に面する1階部分には、例えば、下記のようなことに配慮し、にぎわいの創出や演出につながるようにしてください。
- 一部を飲食や休憩等ができるスペースとしたり、業務空間との緩衝空間となるスペース等としたりするなどに努めてください。
- 一部をショールーム的に使用したり、建物内・壁面後退部の一部を休憩・飲食等ができるスペースとして利用したりするなどに努めてください。
- 閉店後（営業時間外）の沿道への影響に配慮し、例えば一部にショウケースを設けたり漏れ灯りを演出できる透過性のあるシャッターを採用したりして、壁面の演出に配慮してください。



使用していない時の専門学校の教室をオープンにし、前面に椅子やテーブルを設置している例。



ホテルのエントランス前をカフェ利用している例。

(素材) 2.2.2

- ・壁面はガラス主体の透過性のある構成を原則とします。御堂筋沿道にふさわしい質の高いものとなるよう配慮してください。

(色彩) 2.2.3

- ・自由な色使いを許容することとしますが、御堂筋沿道にふさわしい質の高いものとなるよう配慮してください。

(広告・サイン等) 2.2.4

- ・チェーン店等（例えばコンビニエンスストアやファーストフード店など）については、視認性を高めるとともに一目でそれとわかるよう地域性に関わらずファサードデザインを共通にしたり、広告・サインを大きくしたり、明度・彩度（差）の大きい色を使用したりしている例が見られます。チェーン店等は、御堂筋にふさわしい店舗デザインとなるよう例えば次のようなことに配慮してください。

(例)

- ・使用する色の明度・彩度を抑える。
- ・サインを切文字型とするなどして小さくする、または使用する色を減らす。
- ・企業カラーの掲示範囲を小さくする、または企業カラーをまちなみに合わせて変更する。



まちなみに配慮し、日よけテント型のサインを採用しているコンビニエンスストアの例。テントの色は、企業カラーの明度・彩度も落としています。



オフィスビルの意匠にあわせ企業カラーを抑える、切文字型のサインを採用する、窓面広告を掲示しない等の配慮をしているコンビニエンスストアの例。

(多様なオープンスペース等の整備)

2.2.5

- 低層部を含め、壁面の位置は制限しません。
これは壁面後退を必要ないと考えているのではなく、壁面の位置を揃えて風格あるまちなみを誘導することより、各事業者の創意によりオープンスペースを含めた低層部に多様な空間をつくり出し、にぎわい形成に資する様々な使い方をしてほしいと考えているためです。
- 壁面後退の方法は、例えば道路と並行に一律に行う／一部を大きく後退する／低層部のみ後退する、など様々なパターンがあります。建築計画や建物利用のコンセプトにあった、**歩行者のたまり空間などオープンスペース等の形成を図ることに配慮してください。**
- 御堂筋の歩道～オープンスペース等～建物低層部が有機的につながり親密な関係性を持つよう、舗装材の選定や植栽の配置、建物への動線などを総合的に検討してください。



建物の一部を後退してカフェ空間としている例。



低層部のみ部分的に後退させて設けた空間をカフェ利用している例。既存建物の小さな空間でも使い次第で魅力的な場にすることができます。



建物前の空間をポケットパークのような憩い空間として開放している例。(たまり空間)

3) 船場地区を含めたにぎわい機能・空間の拡張

● 御堂筋以外の道路に面した低層部のにぎわい創出 2.3.1

- にぎわいや人の流れを線(=御堂筋)から面(=船場)に広げ、船場地区全体の活性化にもつなげていくためには、御堂筋を起点に、東西方向の道路に沿ってものにぎわい用途の導入などの配慮が必要です。
- 特に 1,500 m²以上の比較的規模の大きな敷地では、御堂筋沿道のにぎわい機能を東西道路へも展開するよう配慮してください。
- 用途の選定にあたっては、通りにテーマ性が生まれるよう周辺土地利用との関係に配慮してください。(例、周辺に多く立地する業種・業態の導入を検討するなど)
- 駐車場出入口などの配置は、低層部のにぎわいの妨げにできるだけならないよう配慮してください。(例、東西方向の歩きやすさに配慮し駐車場出入口は御堂筋以外の南北方向道路に面して設ける、反対の道路側でオープンカフェ等の利用がされていたら駐車場出入口の位置をずらすなど)



御堂筋以外の道路沿いにもにぎわい用途を導入している例。

4) オープンスペースの利活用

- 道路空間と一体となったフェスティバルモールの形成

(オープンスペースの利活用) 2.4.1

- イスやテーブルを設置するなどし、街ゆく様々な人達が、集い、憩えるよう工夫してください。例えば、建物内に入居するテナント等が飲食スペースなどの一部として扱う方法などが考えられます。
- 御堂筋で開催されるイベント時にも柔軟に活用できるよう、電気の貸し出しや排水への対応について検討してください。



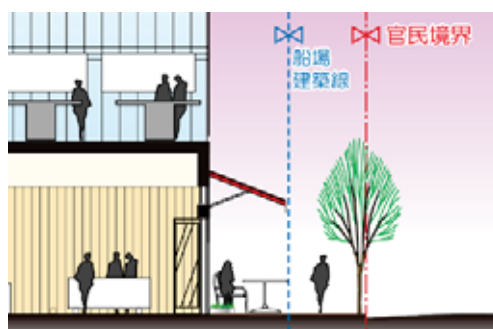
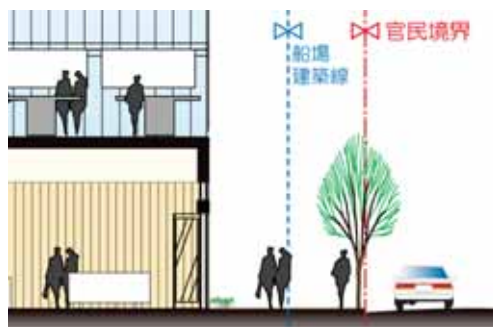
動線、植栽や電源の位置などは、イベント時の利活用にも配慮して計画してください。

- 時間とともに表情を変えるまちづくり

2.4.2

(主に御堂筋以外の道路沿道の利活用イメージ)

- 特に東西方向の道路沿いは、日中は主に歩行空間として利用することを想定しますが、アフターファイブは人や車の交通量が減少することから、例えばテーブルを並べてオープンカフェにするなど、時間帯ごとに変化する利用方法についても検討してください。



御堂筋以外の道路沿道の利活用イメージ(上:日中、下:アフターファイブ)。

5) 魅力的な夜間景観の創出

●夜間景観のあり方 2.5.1

(設え)

- ・御堂筋に面する低層部の壁面は、建物から漏れる光（以下漏れ灯り）で沿道を柔らかく照らし、沿道から建物内の人の活動を感じることができるよう配慮して計画してください。
- ・漏れ灯りによる演出が難しい場合は、歩行空間に近い壁面や柱面のライトアップなど、通り沿いの夜間景観の演出に配慮してください。
- ・閉店後（営業時間外）についても、道路側をショウウィンドウ的に活用するなど、漏れ灯りによる効果や壁面の設えに配慮してください。
- ・2 階以下の低層部については、にぎわいを演出する、3 階以上の中高層部については、風格を演出するという視点で、それぞれの対比も考慮して計画を検討してください。
- ・色が変化したり、点滅したり、動いたりする照明を用いる場合（御堂筋側から視認できる屋内部に用いる場合を含む）は、輝度をなるべく低くし、色相に配慮し、変化をゆるやかなものとしてください。
- ・夜間における安全で快適な歩行環境を、効率的・効果的に実現するため、建物側の照明の仕様や配置については関係部局と調整してください。

(色味・色温度)

- ・照明の色温度については、上質で温かみのある御堂筋にふさわしい電球色（3000K以下）を原則とし、御堂筋のイチョウ並木のライトアップとの関係に配慮して計画してください。
- ・ただし、デザイン性に優れ、御堂筋にふさわしいものについては、この色温度に限らず計画を検討してください。



夜間照明は、沿道への漏れ灯りに配慮して計画してください。



壁面や柱面などの鉛直面を照らすと、同じ照度で床面を照らす場合より、人の目には明るく感じられます。



閉店後も道路側をショウルーム的に活用するなど、壁面の演出に配慮してください。自動的に消灯するためのタイマーを設置したり、窓付近の回線を独立したものにしておくと、スムーズに運用することができます。



夜間景観は、低層部ではにぎわい、中高層部では風格の演出に配慮してください。

● イベント時のライトアップ・イルミネーション 2.5.2

- ・ 御堂筋イルミネーションなどのイベント時には、街区の植栽のライトアップや、壁面後退部などにアート等を設置するなど、イベントへの協力を検討してください。
- ・ イベント期間中は、中高層部で外部に漏れる光を抑制するよう努めてください。



イベントと連携したアートを壁面後退部に設けた例。



イベントと関係性の低い光を抑えることで、イベントの効果を一層高めることができます。

6) 広告・サイン等の取扱い

●低層部では広告・サインを積極的に許容 **2.6.1**

- ・建築物及びその敷地内に屋外広告物を設置する場合は、次の設置基準を基本としてください。ただし、建築物と一体としてデザインされ、良好な都市景観に寄与するものは、この限りではありません。

		中高層部	低層部（2階以下）
基準		自己の氏名、名称、もしくは商標または建築物の名称を表示するもの。	
		建築物の外壁面（ガラス面を除く）に掲出するもの。	建築物の外壁面に掲出するもの。 ただし、ガラス面利用については、外観と一体的にデザインされたものは可能とする。
		点滅又は回転等をしないもの。	
		標識等の見通しを阻害するような位置及びこれらとまぎらわしい色彩を避ける。	
		—	地上に設置するものは通行の妨げにならないものとする。
高さ及び表示面積等	壁面に掲出するもの	表示面積は建築物の各面毎に外壁面積の 1/10 以内かつ 50 m ² 以内とする。 なお、屋上広告物の表示面積も含むものとする。 外壁面からの出幅は 30 cm以下。	
	建物から突出するもの（そで看板等）	壁面から突出する広告物の突出幅は 1.0m以内。	壁面から突出する広告物の突出幅は 1.0m以内とし、広告物の下端までの高さは、3.5m以上とする。ただし、店舗等の名称やイベント対応のための突出したサインやバナーについては可能とする。
	地上に設置するもの	—	高さ5m以下。 一の表示面積は 2.5 m ² 以下。 原則、4 以下。
表示面積の算定方法		個々の広告物ごとにその面積を算定	
		壁面に掲出した文字の場合は外郭線で囲まれた面積	
		集合して一体の広告物と一体の広告物とみなされるものはそれらの合計	

- ・本ガイドライン制定時に既存の屋外広告物の意匠変更（盤面変更等）を行う場合は、この基準の対象外としますが、新たな屋外広告物を設置する場合は、既存の屋外広告物も含めて、本設置基準に沿ったものとしてください。

- ・御堂筋に面する建物において、ビル名やテナント名などの表示方法は、表示する方法や位置がテナントごとにばらばらになることがないよう、ビルオーナーが一元的に調整・管理することを検討してください。（例、足元に集約して設置するなど）



テナント名を集約して表示している例。

- 暫定利用、イベント対応時の特例 **2.6.2**
- ・ 暫定利用、イベント対応時に限り、壁面全体の広告利用など、設置基準を緩和することができることとします。



一目で用途や空間構成が分かるサインの例（左）。モニュメントのようなテナントサインの例（右）。

- デザイン・掲出方法の工夫 **2.6.3**
- ・ 情報伝達手段である広告やサインは必然的に人目につきやすいものであることが求められますが、その手段が色使いやデザイン、数やサイズなどを周囲から「際立たせる」ことに偏ってしまうと、またその行為が近隣で反復されるようなことになると、逆に必要な情報がうまく伝わらなくなったり、乱雑な景観につながったりすることがあります。
- ・ 広告やサインは工夫次第で、にぎわいや品格の演出につなげることができます。デザイン性を高めることで人目を引きつける、あるいは掲出方法に一定のルールを設けてすっきりさせることで人目につきやすくする、という発想にたち、掲出することがステータスにつながるような質の高い広告・サインの集積地を地域で協力してつくっていきけるよう、各事業者・設置者が広告・サインのデザインや掲出方法を工夫してください。



掲出方法にルールを持たせた、統一感のあるテナントのサインの例。



切り文字やバックライトを用いてデザインに配慮した、スマートで表情のあるサインの例。

7) 駐車・駐輪施設の取扱い

(出入口、荷捌きスペース等)

- **2.7.1** にぎわいの連続性を確保するとともに、歩行者が安心して御堂筋を歩ける環境をつくるという趣旨から、車寄せや駐車場のための車両の出入口、荷捌きスペース等は、御堂筋側に設置することは原則として禁止します。

(共同駐車場の活用)

- **2.7.2** 共同駐車場制度の活用や駐車場の集約化について検討してください。

(駐輪施設のレイアウト)

- **2.7.3** 駐輪施設は、建物内など壁面後退部を除く敷地内に確保することを基本とします。また御堂筋からは見えにくい位置に設けるよう配慮してください。やむを得ず道路から見える場所に駐輪施設を設ける場合は、修景を図ってください。



御堂筋を避けて駐車場出入口を設置している例。



駐輪施設を修景している例。